

関係法令	チェック欄	必要な手続き
都市計画法 ／建築基準法	<p>I</p> <p><input type="checkbox"/> 開業する場所は、市街化調整区域内である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法により、民宿の建設や既存建築物の民宿への用途の変更は規制されています。 なお、一定の要件を備えるものは、開発許可等の処分庁（各市町又は静岡県）から許可を受け、民宿への用途の変更が可能となる場合があります。 詳細は各市町開発許可担当窓口又は沼津土木事務所都市計画課（小山町の場合）にお問い合わせ下さい。
	<p>II</p> <p><input type="checkbox"/> 開業する場所は、市街化区域又は非線引き都市計画区域の用途地域内である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法の規制はかかりません。（ただし、用途地域の指定内容により、民宿の建築や民宿への改築に建築基準法の規制がかかる場合があります。）
	<p>III</p> <p><input type="checkbox"/> 開業する場所は、非線引き都市計画区域の用途無指定の地域又は都市計画区域外である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法等の規制はかかりません。